

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年に「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、事業者がガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2 概要

(1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を用意したものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網、保護網及び防音保護具）

(2) チェーンソーの選定、取扱方法等

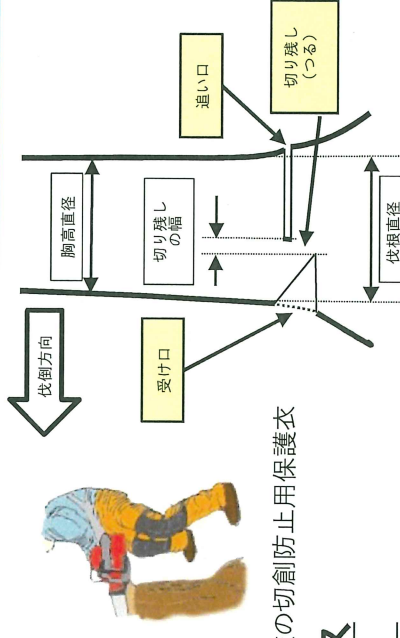
(3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

(4) 伐木等作業における安全の確保

- ① 伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、② 伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。
- ⑤ 伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保
- ⑥ かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

- ① かかられている木の伐倒、② かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③ かかっている木の元玉切り、④ かかっている木の肩担ぎ、④ かかり木の枝切り
- なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものことから、実施しないよう確実に指導すること。



(図1) 下肢の切創防止用保護衣

(図2) 受け口、追い口等の関係図

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.31基発0131第4号。以下「ガイドライン」という。）を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。

2 概要

- (1) 事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。
 - ① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。
 - ② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う連絡責任者を選任すること。
- (2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。
 - ① 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。
 - ② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講ずること。等
- (3) 事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。
 - ① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。
 - ② 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。
- (4) 事業者は、労働者に、作業現場において、次の事項を行わせること。
 - ① 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
 - ② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチャイム音の音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。等
- (5) 事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。
 - ① 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。
 - ② 原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。等
- (6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について教育訓練を行うこと。